

令和 8 年度
みんなで取り組む健康長寿条例
に基づく報告書

令和 8 年 6 月
静 岡 県

この「みんなで取り組む健康長寿条例に基づく報告書」は、平成28年12月に制定された「みんなで取り組む健康長寿条例」第10条の規定に基づくものである。

みんなで取り組む健康長寿条例（抄）

（年次報告）

第10条 知事は、毎年、実施した施策及び実施しようとする施策を明らかにした報告書を作成し、これを公表します。

目 次

1	静岡県健康増進施策	1
2	健康でいきいきと暮らせる長寿社会づくり	8
	（高齢者の生きがいづくり・介護予防）	
3	生涯スポーツの振興	11
	（参考）みんなで取り組む健康長寿条例	13

(件名)

静岡県の健康増進施策

(健康福祉部健康局健康増進課)

1 概 要

健康増進法第8条第1項の規定に基づく、県の健康増進に係る基本的な計画として、「第3次ふじのくに健康増進計画」を策定し、平成26年度から令和5年度までの期間で計画を推進してきた。

令和6年度からは「第4次静岡県健康増進計画」に基づき、県民の健康寿命の延伸と生活の質の向上に向けて、「健康長寿プロジェクト」、「禁煙・受動喫煙防止対策の推進」、「民間協働による健康課題解決プロジェクト」「高血圧対策の推進」などの取組を進めている。

事業名	内 容
健 康 長 寿 プ ロ ジ ェ ク ト	・①健康長寿の研究、②重症化予防対策、③企業との連携、④健康マイレージ事業の4本柱による「健康長寿プロジェクト」を推進している。 ・健康長寿の研究として、メタボや高血圧など生活習慣病の起因となる症状について特定健診のデータ分析や結果の提供を行うとともに、経年比較や個別の健康課題に特化したデータ抽出や要因分析を行っているほか、健康経営の視点を取り入れ、企業と連携した健康づくり推進事業所宣言の展開に取り組んでいる。
禁 煙 ・ 受 動 喫 煙 防 止 対 策 の 推 進	・受動喫煙防止対策の強化を目的とした改正健康増進法（平成30年7月改正、令和2年4月1日全面施行）及び静岡県受動喫煙防止条例（平成31年4月1日全面施行）により受動喫煙防止対策に取り組んでいる。 ・平成28年度から、事業所における禁煙促進や受動喫煙防止教育の充実、地域におけるたばこ対策の検討・実施体制の整備などのたばこ対策を推進している。
民 間 協 働 に よ る 健 康 課 題 解 決 プ ロ ジ ェ ク ト	・民間企業等と連携し、働く人の食環境の改善や運動習慣の改善など、健康長寿の3要素である、運動、食生活、社会参加の普及に取り組んでいる。
高 血 圧 対 策 の 推 進	・全国と比較し脳血管疾患の年齢調整死亡率が高いため、脳血管疾患の大きな要因の一つである高血圧対策に取り組んでいる。

2 令和7年度実績

(1) ふじのくに健康長寿プロジェクト

事業名	内 容
健 康 長 寿 の 研 究	特定健診データを分析し、結果を市町別、医療保険者別、市町地区別にマップ化、地域別保健活動等に活用 ・県内に本部をおく全ての保険者より提供を受けた約76万人分のデータ(令和4・5年度分)を公表
重 症 化 予 防 対 策	①重症化予防体制整備 ○静岡県糖尿病等重症化予防対策検討会 ・糖尿病等重症化予防の取組、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの評価 令和7年12月17日開催 ○連絡調整会議 ・健康福祉センター単位での医療関係者、市町、県による健康課題と取組事例の情報交換 ②重症化予防指導者養成研修 慢性腎臓病の基礎知識と保健指導を学ぶ講演、保健指導に関する事例検討等 5回実施、319人参加
企 業 と の 連 携	①健康づくり優良企業の表彰 健康づくりに積極的に取り組んでいる企業の表彰、取組事例紹介の事例集の作成 ・表彰 14事業所(累計113事業所) ②健康づくり推進事業所宣言の展開 企業・事業所が取り組む従業員の健康づくりのための具体的な目標を宣言として募集し、その内容を公表 ・認定事業所数 474事業所(累計8,102事業所) ③健康づくりアドバイザー派遣 3事業所
健康マイレージ事業	健康づくりメニューの実践で一定のポイントを貯めた住民が、指定された協力店で各種特典を受ける健康マイレージ制度を実施する市町を支援 ・令和7年度は33市町で実施 ・カード発行枚数10,760枚(累計148,649枚) ・協力店1,019店

(2) 禁煙・受動喫煙防止対策の推進

事業名	内 容
受 動 喫 煙 防 止 対 策 強 化 事 業	①飲食店等向け制度周知等 ・ステッカー等作成・配布、制度周知説明会の開催等 ②指導監督・相談対応 ・義務違反等への対応 53 件 ③飲食店の標識掲示調査 ・新規に飲食店の営業許可取得店舗等（回答 495 店舗）
た ば こ 対 策 体 制 整 備 事 業	たばこ対策に関する関係者を集めた会議 ・受動喫煙防止対策検討会議の開催 1 回 ・健康福祉センター単位での地域連携会議 7 回
地 域 に お け る たばこ対策推進事業	①禁煙支援事業 ・事業所の禁煙対策の支援 研修会 1 回 ②地域における禁煙対策の支援 ・禁煙外来、禁煙支援薬局の設置状況の調査、名簿作成 ③子ども防煙事業 ・こどもから大人へのメッセージ事業 5 校

○静岡県受動喫煙防止条例の概要

区分	内 容
責 務	県 ：受動喫煙防止に向けた総合的な施策の策定、情報提供、普及啓発 県 民：受動喫煙の影響に係る理解の促進、喫煙する場合の他者への配慮 保護者：未成年者の受動喫煙を未然防止 事業者：受動喫煙防止のための環境整備 保険者：保健事業等を通じた受動喫煙の防止及び健康増進
取 組	①受動喫煙による健康被害を受けやすい子どもを守る 学校等については、敷地内禁煙とする（努力義務） ②安心して快適に飲食を楽しむことができる環境を整備する 飲食店においては、「禁煙」、「分煙」又は「喫煙可」いずれかの標識を 出入口に掲示することを義務付ける

（３）民間協働による健康課題解決プロジェクト

事業名	内 容
しずおか健康惣菜普及による食環境向上事業	①しずおか健康惣菜を販売・提供する店舗や事業所等 165 店舗を「しずおか健康惣菜パートナー」として登録 ②しずおか健康惣菜パートナーからの情報発信の場として SNS を活用。
健康長寿の 3 要素の啓発	健康長寿 3 要素（運動・食生活・社会参加）を集中的に啓発 ・ 3 要素啓発動画の作成、YouTube 広告や駅コンコースでの啓発 ・ 働く人向けの生活習慣改善プログラムを普及

（４）高血圧対策の推進

事業名	内容
高血圧対策の推進	全国と比較し脳血管疾患の年齢調整死亡率が高いことから、脳血管疾患の主要因の一つである高血圧対策を実施。 ①県・市町の保健師等を対象とした特定保健指導に関する研修会において、脳血管疾患予防等に関する知識の普及を図り、高血圧重症化予防の体制を整備 ②血圧の変動に着目し、高血圧の早期発見、早期対応のため、働き盛り世代からの血圧測定習慣化促進に向けて普及啓発 ・ 令和 4、5 年度実証事業結果の分析 ・ 血圧測定習慣化の動機付け説明資料を普及

3 令和8年度実施計画

(1) 健康長寿プロジェクト

事業名	内 容
健康長寿の研究	特定健診データを分析し、結果を市町別、医療保険者別、市町地区別にマップ化。地域別保健活動等に活用
重症化予防対策	①重症化予防体制整備 ・専門家等による糖尿病等重症化予防対策検討会の開催 ・医療関係者、市町、県による連絡調整会議の開催 ②重症化予防指導者養成研修 人工透析予備群に対する介入に係る研修会の実施
企業との連携	①健康づくり優良企業の表彰 健康づくりに積極的に取り組んでいる企業の表彰、取組事例紹介の事例集の作成 ②健康づくり推進事業所宣言の展開 企業・事業所が取り組む従業員の健康づくりのための具体的な目標を宣言として募集、認定証を発行 ③健康づくりアドバイザーの派遣
健康マイレージ事業	健康づくりメニューの実践で一定のポイントを貯めた住民が、指定された協力店で各種特典を受ける健康マイレージ制度を実施する市町を支援 令和7年度は33市町で実施

(2) 禁煙・受動喫煙防止対策の推進

事業名	内 容
受動喫煙防止対策強化事業	①飲食店等向け制度周知 ・ステッカー等作成・配布、制度周知説明会等開催 ②指導監督・相談対応 ・義務違反等への対応 ③飲食店の標識掲示調査
たばこ対策体制整備事業	たばこ対策に関する関係者を集めた会議の開催 ・受動喫煙防止対策検討会議 ・健康福祉センター単位での地域連携会議
地域におけるたばこ対策推進事業	①禁煙支援事業 事業所の禁煙対策の支援（研修会、個別相談） ②地域における禁煙対策の支援 禁煙外来対応医療機関、禁煙支援薬局の調査、名簿作成、「世界禁煙デー」キャンペーンの実施 ③子ども防煙事業 学校と連携した児童・生徒の健康教育、こどもから大人へのメッセージ事業

(3) 民間協働による健康課題解決プロジェクト

事業名	内容
しずおか健幸惣菜普及による食環境向上事業	①健幸惣菜の新規提供に向け、事業所給食を重点とした支援 ②登録済みパートナーが継続的に健幸惣菜提供ができるための支援 ③働き盛り世代を中心としたターゲット層への広報
健康長寿の3要素の啓発	①既存イベントや作成した動画の活用等により、一般県民を対象に健康長寿の3要素を啓発 ②健康長寿の3要素である「運動」、「食生活」、「社会参加」に加え「こころの健康」の4つの視点でアプローチした働く人向けの生活習慣改善プログラムの普及

(4) 高血圧対策の推進

事業名	内容
高血圧対策の推進	全国と比較し脳血管疾患の年齢調整死亡率が高いことから、脳血管疾患の主要因の一つである高血圧対策に取り組む。 ①県・市町の保健師等を対象とした特定保健指導に関する研修会において、脳血管疾患予防等に関する知識の普及を図り、高血圧重症化予防の体制を整備 ②血圧の変動に着目し、高血圧の早期発見、早期対応のため、働き盛り世代からの血圧測定習慣化促進に向けて普及啓発 ③血圧高値者を対象に積極的に医療機関受診勧奨の呼び掛け

4 その他

(1) 健康寿命

厚生労働省が令和6年12月に発表した最新の健康寿命（令和4年）は男女ともに全国1位だった。

○H25(2013)、H28(2016)、R1(2019)、R4(2022)の健康寿命 (単位：歳)

	H25 (2013) 年		H28 (2016) 年		R1 (2019) 年		R4 (2022) 年	
	静岡県	全国平均	静岡県	全国平均	静岡県	全国平均	静岡県	全国平均
男 性	72.13 (3位)	71.19	72.63 (6位)	72.14	73.45 (5位)	72.68	73.75 (1位)	72.57
女 性	75.61 (2位)	74.21	75.37 (13位)	74.79	76.58 (5位)	75.38	76.68 (1位)	75.45
公表時期	H27.12		H30.3		R3.12		R6.12	

(2) 第4次静岡県健康増進計画

国の健康増進基本指針「健康日本21（第3次）」に合わせた、令和6年度から令和17年度までの計画。

○ 計画概要

項 目	概 要
目 標	(ビジョン) すべての県民が 健やかで 心豊かに生活できる持続可能な社会の実現 (大目標) 「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」 (柱 1) 個人の向上と健康状態の改善 (柱 2) 社会環境の質の向上 (柱 3) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり (柱 4) 実効性を高める取組
計画の特徴	○県保健医療計画や県医療費適正化計画等の医療関係計画や、県長寿社会保健福祉計画等の福祉関係計画との整合性をとるため、開始時期を合わせて策定。 ○健康日本21（第3次）と同じ12か年の計画期間。 ○中間年に当たる令和11年度に、中間見直しを行う。 ○健康日本21（第3次）の柱立てを準用。加えて、県で独自に施策全体の下支えをする「実効性を高める取組」について柱を新設。
計 画 期 間	令和6年度～令和17年度(12か年)

(件名) 健康でいきいきと暮らせる長寿社会づくり
(高齢者の生きがいがづくり・介護予防)

(健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課)
(" 健康局健康増進課)

1 概 要

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第10次静岡県長寿社会保健福祉計画に基づき、高齢者の生きがいがづくり活動の促進や健康寿命を延ばす取組の推進を図っていく。

2 取組内容

高齢者の生きがいがづくりや健康づくり活動、社会参加を促進するため、しずおか健康長寿財団やシニアクラブ静岡県等と連携し、高齢者が活動しやすい環境づくりの推進等に取り組む。

主な取組	内 容
すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会	・60歳以上の方を対象とした全県的なスポーツ大会（テニス、グラウンド・ゴルフ等47種目程度を実施） ・ねんりんピックの県代表選手の選考会を兼ねる。
すこやか長寿祭美術展	・60歳以上の方を対象とした美術展（日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真の6部門を実施） ・ねんりんピック美術展の県代表出品者の選考会を兼ねる。
ねんりんピック選手派遣	・60歳以上の方を中心とした全国的な健康と福祉の祭典である「ねんりんピック」に静岡県選手団を派遣
居場所づくり等の支援	・居場所づくりに取り組もうとしている事業者・団体等を支援する実践者派遣を実施
ふじさんっこ応援隊	・技術・文化伝承や登下校の見守りなどを通じた高齢者とこどもの交流促進

3 令和7年度実績

主な取組等	内 容				
すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会		R 4	R 5	R 6	R 7
	参加選手数	4,620 人	4,566 人	4,248 人	4,971 人
	競技種目数	38 種目	42 種目	43 種目	47 種目
すこやか長寿祭美術展		R 4	R 5	R 6	R 7
	出品数	212 点	208 点	221 点	203 点
	部門数	6 部門	6 部門	6 部門	6 部門
ねんりんピック選手派遣		R 4	R 5	R 6	R 7
	派遣人数	578 人	526 人	436 人	455 人
居場所づくりの支援		R 4	R 5	R 6	R 7
	箇所数	559	628	684	699
ふじさんっこ応援隊		R 4	R 5	R 6	R 7
	実施市町(地区数)	16 市町 32 地区	15 市町 35 地区	18 市町 38 地区	11 市町 (調査中)
誰もが活躍地域・担い手養成事業	○講習・ワークショップ(3町、計9回)				

4 令和8年度実施計画

主な取組	内 容
すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会	○運動競技 43 種目、文化競技 7 種目、計 50 種目 (公開競技を含む見込数) を 9 ～ 3 月に開催
すこやか長寿祭美術展	○高齢者の創作した美術作品を募集(日本画等 6 部門)、展示会を 2 月に開催
ねんりんピック選手派遣	○11 月に開催される「ねんりんピック彩の国さいたま 2026」に選手を派遣
居場所づくりの支援	○居場所づくりに取り組もうとしている事業者・団体等を支援する実践者派遣を実施(10 団体程度)
ふじさんっこ応援隊	○15 市町 35 地区程度で実施(見守り活動、スポーツ交流、昔遊び、伝承活動)

5 その他

(1) 高齢化の状況

令和8年1月時点で、本県の高齢者人口は110万人を超え、高齢化率は31.1%と県民の約3.2人に1人が高齢者という超高齢社会となっている。

このような超高齢社会の中で、年齢を重ねても生きがいを持ち、社会とのつながりを保って暮らすことのできる「いきいき長寿社会」の実現は重要な課題である。

○高齢者人口と高齢化率の推移（千人）

区分	R4	R5	R6	R7	R8
高齢者人口	1,102	1,102	1,104	1,101	1,103
高齢化率	30.2%	30.4%	30.7%	30.9%	31.1%

*静岡県福祉長寿政策課調べ（各年4月1日現在。ただし、R8は1月1日現在）

○要介護認定率の推移

区分	R2	R3	R4	R5	R6 暫定値
要介護認定率	16.8%	17.0%	17.1%	17.5%	17.4%
自立高齢者の割合	83.2%	83.0%	82.9%	82.5%	82.6%

*厚生労働省介護保険事業状況報告（年報）

ただし、R6の値は、厚生労働省介護保険事業状況報告（月報）R6.10分

(2) 第10次静岡県長寿社会保健福祉計画

ア 基本理念

「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」

イ 計画の骨子

理 念	大 柱	中 柱
地域で支え合い 健やかに 安心して最期まで暮らせる	第1 地域共生社会の実現	1 分野を越えた福祉の推進 2 地域活動の推進 3 地域共生社会の環境整備 4 安全・安心の確保
	第2 健康づくりと介護予防・ 重度化防止の推進	1 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿 2 各段階における地域リハビリテーションの充実 3 健康づくりの推進
	第3 認知症とともに暮らす 地域づくり	1 認知症を正しく知る社会の実現（知る） 2 認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる） 3 地域で支え合いつながる社会の実現（支え合う） 4 誰もが障壁なく暮らす地域づくり（暮らす）
	第4 在宅生活を支える医療・ 介護の一体的な提供	1 在宅医療・介護連携の推進 2 在宅医療のための基盤整備 3 人生の最終段階を支える体制整備
	第5 自立と尊厳を守る 介護サービスの充実	1 介護サービス基盤の整備 2 介護サービスの質の確保・向上 3 介護サービスの安全対策の推進 4 利用者及び介護家族等への支援 5 適正な介護保険制度の運用
	第6 地域包括ケアを支える 人材の確保・育成・定着	1 介護職員の確保・育成 2 ケアマネジャーの確保・ケアマネジメントの質の向上・定着 3 多様な担い手の確保・育成・定着

(件名)

生涯スポーツの振興

(スポーツ・文化観光部スポーツ振興課)

1 概要

乳幼児期から高齢期までライフスタイルに応じたスポーツ参画機会を提供するため、成人の週1回以上のスポーツ実施率70%以上を目指し、「スポーツ参画人口の拡大」、「スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の確保」に係る事業を実施する。

(1) ライフステージに応じたスポーツ推進を支える環境づくり

事業名	目的等
県民スポーツ・レクリエーション祭	広く高齢者も含めた県民に、スポーツ・レクリエーション活動を実践する場を提供
しずおかスポーツフェスティバル	ジュニアからシニアまで多くの県民が競技スポーツ等に参加しやすい場を提供
レクリエーション指導者派遣事業	親子運動遊びプログラムの普及や企業、高齢者施設へのレクリエーション指導者の派遣により、幅広い世代に対してスポーツ実施の機会を提供

(2) 有識者等や各市町・関係団体と連携するための意見収集をする機会の設定

事業名	内 容
静岡県スポーツ推進審議会	静岡県スポーツ推進審議会条例に基づきスポーツ推進に関する諸問題について有識者等により調査・審議
地域スポーツ推進会議	県、各市町生涯スポーツ主管課長、関係団体とで相互の連携を図る会議を実施
市町・クラブ担当者研修会	県内地域スポーツクラブ代表者と各市町生涯スポーツ主管課担当者で情報交換を交えて連携を図る研修会を実施

2 令和7年度実績

(1) ライフステージに応じたスポーツ推進を支える環境づくり

事業名	実 績
県民スポーツ・レクリエーション祭	○種目別大会 ・ニュースポーツ等32種目 ・4月～12月 (県内各市町会場で開催) ○ニュースポーツふれあいフェスタ ・ニュースポーツ体験コーナー、パラ スポーツ体験コーナーほか ・開催日：5月24日、6月22日、10月13日、 11月22日
しずおかスポーツフェスティバル	○競技種目別大会 ・県内3地域(東部・中部・西部)の実行委員会で131種目を実施 ・5月～12月(県内各市町会場で開催)
スポーツレクリエーション推進事業	・レクリエーション指導者を市町、団体等へ派遣 10月～3月(7回) ・指導者養成のための講師を派遣 9月～2月(11回) ・指導者養成講習会を開催(2回) ・生涯スポーツの普及・啓発 県内プロスポーツの試合会場でのニュースポーツのPRを実施 10月～3月(3回)

(2) 有識者等や各市町・関係団体と連携するための意見収集をする機会の設定

事業名	実 績
静岡県スポーツ推進審議会	・静岡県スポーツ推進計画の次期計画策定に関する審議 開催日：11月14日、令和8年2月19日
地域スポーツ推進会議	・県及び関係団体の事業説明、情報交換 開催日：4月15日
スポーツ・レクリエーション推進検討会議	・生涯スポーツの全県展開に向け、賀茂、東部、中部及び西部の4地域ごとに各市町と意見交換 開催日：10月
市町・クラブ担当者研修会	・地域スポーツクラブマネジメントセミナー 開催日：12月17日 ・総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度運用説明 開催日：2月10日

3 令和8年度実施計画

(1) ライフステージに応じたスポーツ推進を支える環境づくり

事業名	実施計画	
県民スポーツ・レクリエーション祭	○種目別大会 ・ニュースポーツ等32種目 ・4月～12月 (県内各市町会場)	○ニュースポーツふれあいフェスタ ・ニュースポーツ、パラスポーツ体験コーナーほか ・開催日：5月16日、23日、31日、6月14日、9月27日、10月3日、11月8日
しずおかスポーツフェスティバル	○競技種目別大会 ・県内3地域(東部・中部・西部)の実行委員会で133種目を設定 ・4月～12月(冬期競技は1月末日まで)県内各市町会場で開催	
スポーツ・レクリエーション推進事業	・レクリエーション指導者・講師を市町、団体等へ派遣(15回) 4月～3月(予定) ・指導者養成講習会を開催(数回) 6月～3月(予定) ・生涯スポーツの普及・啓発 県内プロスポーツの試合会場でのニュースポーツのPRを実施	

(2) 有識者等や各市町・関係団体と連携するための意見収集をする機会の設定

事業名	実施計画
静岡県スポーツ推進審議会	・スポーツ推進計画の進捗及び施策に関する意見聴取等 ・開催日：8月、2月(予定)
地域スポーツ推進会議	・県及び関係団体の事業説明、情報交換 ・開催日：4月15日
市町・クラブ担当者研修会	・登録・認証制度等事業概要説明等 ・開催日：1月(予定)

○みんなで取り組む健康長寿条例

平成28年12月27日

条例第54号

みんなで取り組む健康長寿条例をここに公布する。

みんなで取り組む健康長寿条例

一人一人が心身ともに健康で、いきいきとした社会生活を送ることは、私たち県民の願いです。

健康とは「病気や障害の有無にかかわらず、個人が持てる能力を十分に発揮して、自己の価値に基づく豊かで充実した人生を実現するための最適な状態」のことであり、健康づくりとは、それぞれのライフステージに応じた「身体の健康」と「こころの健康」の維持向上を図る取組です。

私たちの暮らす静岡県は、昭和62年に「日本一健康県づくり宣言」をしました。

県民の意識啓発と努力精進の成果として、平成22年のデータを基に平成24年に厚生労働省が初めて算出した都道府県別健康寿命において、静岡県の女性は75.32歳で全国1位、男性は71.68歳で全国2位、男女総合では日本一の健康長寿の県となりました。

これを一過性のものとせず、将来にわたって、一人一人が健康について関心を持ち、行動していくことが大切です。

私たち県民は、静岡県の自然、歴史、文化、豊かな食材など、多彩な地域資源や人材を活かしながら、健康長寿の要素である「運動」「食生活」「社会参加」に心掛け、社会奉仕や地域貢献などの活動に積極的に参加しながら、一人一人が主体的に行う健康づくりをみんなで支え合うことにより、いきいきとした社会生活を送ることを宣言し、ここに「みんなで取り組む健康長寿条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、みんなで取り組む健康長寿に関する基本事項を定め、県民一人一人の主体的な取組による「健康長寿日本一」の継続発展を目的とします。

(基本理念)

第2条 静岡県における健康長寿に向けた取組は、県民一人一人の主体性を尊重し、地域社会の支え合いを大切にします。

第2章 責務及び役割

(県の責務)

第3条 県は、県民の健康づくりを支援する体制を整備し、必要な施策を総合的かつ計画的に策定して実施します。

2 県は、健康長寿に向けた施策の策定に当たり、本県の自然、歴史、文化、豊富な食材などの多彩な地域資源や人材を活かしながら、県民の「運動」「食生活」「社会参加」に結び付けていきます。

3 県は、健康長寿に向けた施策に関する人材の育成及び発掘並びにネットワークづくりを進めます。

4 県は、前3項に規定する施策を実施するに当たっては、市町、事業者、関係者、関係団体等と連携して取り組みます。

(市町との連携等)

第4条 県は、市町が行う健康づくりの啓発、普及、その他市民又は町民の健康づくりの推進に関する施策に対し、市町と連携して推進するよう努めます。

2 県は、前項に規定する施策が効果的に推進されるよう必要な支援を行います。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その使用する者が、健康づくりをしやすい職場環境の整備に努めるとともに、県及び市町が実施する健康長寿に向けた施策の推進に協力します。

(関係者及び関係団体等の役割)

第6条 健康づくりに関わる関係者及び関係団体等は、県及び市町が実施する健康長寿に向けた施策の推進に積極的に協力します。

2 関係者及び関係団体等は、健康長寿に向けた取組の推進に当たっては、県民に対して、的確な情報を発信し、健康増進に資するサービスの提供や向上に努めます。

(県民の役割)

第7条 県民は、健康への関心を持ち、自らの心身の状態等に応じた健康づくりに積極的に努めます。

2 県民は、社会奉仕や地域貢献などの活動に積極的に参加します。

3 県民は、日々の生活の中で、健やかな運動を実践します。

4 県民は、食材の地産地消を心掛け、食生活を楽します。

5 県民は、地域行事等の社会参加に努め、地域の絆を大切にします。

6 県民は、健康診断等を定期的に受診し、自らの心身の状態の把握に努めます。

第3章 推進措置

(県の支援)

第8条 県は、健康づくりに関する情報の提供、助言及び相談の機会の提供を行うとともに、健康長寿に向けた施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(表彰等)

第9条 知事は、健康長寿に向けた取組の推進に関し積極的な活動を行っていると思われる者や団体を公表し、又は表彰します。

(年次報告)

第10条 知事は、毎年、実施した施策及び実施しようとする施策を明らかにした報告書を作成し、これを公表します。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。